

平成23年6月14日

各 位

社団法人 東京駐車協会

「東京都暴力団排除条例」の制定について

平成23年3月18日公布、同年10月1日施行予定の「東京都暴力団排除条例」は、暴力団排除について都及び都民の責務を明らかにし、具体的役割を定めることにより、都民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与するために制定されました。今般、警視庁より、当協会宛本条例の施行について、周知方依頼がありましたのでお知らせいたします。

詳しくは以下をご参照ください。

[◇条例の目的等](#)

[◇条例案内パンフ](#)

【問合せ先】

警視庁 組織犯罪対策総務課 東京都暴力団排除条例プロジェクト

電話 03-3581-4321 (警視庁代表)